

令和2年度（2020年度）道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和2年度（2020年度）道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、本邦航空運送事業者が道内航空路線を開設するために行う設備等の整備に要する経費及び地上支援業務に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、道内地方空港への新規路線誘致に資することを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、本邦航空運送事業者とする。

（補助対象路線）

第4条 補助金の交付の対象となる路線（以下「補助対象路線」という。）は、補助事業者が令和元年度以降新たに運航した国内定期路線（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業を行う路線をいい、1年間以上の休止期間を経て再開する路線を含む。）のうち、道外空港と新千歳空港以外の道内空港とを結ぶ路線及び道内空港間を結ぶ路線とする。ただし、次の各号に該当する路線を除く。

- (1) 他の本邦航空運送事業者が運航している路線
- (2) 集客が行われない路線

（補助事業等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象路線の運航に必要な中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港の設備等の整備
- (2) 補助対象路線の空港地上支援業務のうちデアイシング業務

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の経費とする。ただし、賃金（補助事業の実施に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

- (1) 補助事業に係る中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費
- (2) 補助事業に係るデアイシング経費

（補助率）

第7条 補助率は、次のとおりとする。

- (1) 第6条（1）にあつては、補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 第6条（2）にあつては、補助対象経費の10分の10以内とする。

（補助限度額）

第8条 補助金は、予算の範囲内で補助するものとし、1補助対象者の1路線あたりの限度額は次のとおりとする。

- (1) 第6条（1）にあつては、1年度あたり150万円を限度とする。

(2) 第6条(2)にあつては、着陸1回あたり20万円、1年度あたり合計で800万円を限度とする。

(補助対象期間)

第9条 補助対象期間は、令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助事業者は、規則第3条の規定に基づき行方告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(総政第1号様式(平成25年北海道告示第10328-3号に定める様式をいう。以下「総政第〇号様式」について同じ。))に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 総政第2号様式
- (2) 事業計画書 総政第6号様式(第6条(1)に該当する場合)
- (3) 補助金等交付申請額算出調書 総政第15号様式
- (4) 経費の配分調書 総政第18号様式
- (5) 事業予算書 総政第20号様式
- (6) 資金収支計画書 総政第32号様式
- (7) 補助対象路線を運航すること等が確認できる資料
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第11条 補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付するものとする。

補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に変更を来さない場合で、当該補助対象経費の増減が当該経費の20パーセント未満の場合は、この限りではない。

(事業内容の変更)

第12条 補助事業者が当該補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(総政第21号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(総政第28号様式)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書 総政第2号様式
- (2) 事業実績書 総政第6号様式(第6条(1)に該当する場合)
- (3) 補助金等精算書 総政第30号様式
- (4) 事業精算書 総政第31号様式
- (5) その他知事が必要と認める書類

(代理人への委任)

第14条 この補助金の交付申請等、この補助金に関する一切の権限を支配人等に委任しようとするときは、交付申請時に委任状を提出しなければならない。

附 則 この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。